

一般廃棄物処理基本計画改定検討委員会ワーキンググループ（第2回）会議要旨

1 開催日時 平成21年5月18日（月） 13時から14時まで

2 開催場所 東京区政会館20階201会議室

3 出席委員 14名

4 会議内容

（1）ごみ量推計について

（2）不燃ごみ・粗大ごみ等処理施設整備のあり方について

5 会議経過の概略

（1）ごみ量推計について

① 予測ごみ発生量

② 予測排出抑制量

③ 予測ごみ処理量

- ◆ ①から③について、資料1に基づいて、予測の根拠とその指標を事務局から説明しました。それを踏まえて、可能な限り最新のデータを反映させていく旨についても事務局から説明し、資料のとおり了承されました。

（2）不燃ごみ・粗大ごみ等処理施設整備のあり方について

① 不燃ごみ・粗大ごみ等処理の沿革

② 不燃ごみ・粗大ごみ等処理施設の課題

③ 不燃ごみ・粗大ごみ等処理の基礎的調査

④ 不燃ごみ・粗大ごみ等の中間処理のあり方

⑤ 不燃ごみ・粗大ごみ等処理施設配置のあり方

- ◆ ①から⑤について、資料2に基づいて、不燃ごみ・粗大ごみ等処理に関する現況と、他自治体の状況、そのあるべき姿を事務局から説明し、資料のとおり了承されました。

委員からの質問・意見等

＜資料1について＞

- ◎ 5月1日（金）付の日本経済新聞で「容器包装リサイクル法の改正」並びに「製品プラの資源回収化」という記事が載っていたが、その件については、今回の見込み数字に加味されているのか。（質問）

⇒ 清掃一組として、環境省に問い合わせたが、具体的な話ではないとのことだった。記事では「予定がある」「名古屋地区で3,000世帯の実験を行なう」など、あたか

も具体的な計画で、断定的な記事だが、その予定は無く、環境省としても驚いているとのことであった。

また、記事内で経済産業省の動きも掲載されていたが、そちらについては環境省では関与していないとのことであった。

計画の改定までに具体的な話になれば、加味する必要があると考える。

ただし、利用者側の負担も自治体の負担も大きくなる話なので、具体的に示されないと前に進まないのではないかと。(清掃一組)

- ◎ **ごみ量の予測に当たって、容器包装プラの回収など、多くの品目を資源回収している区があることを見込んだ上での推計なのか。(質問)**

⇒ 今回の予測は 20 年度までの数値をベースにしている。最終確定までに動きがあれば、それをベースにすることを考えていく。(清掃一組)

- ◎ **大半の区は廃プラサーマルの実施は 20 年 10 月である。20 年度までの数値をベースに廃プラサーマル実施後の容器包装プラ回収量を見込むなら、21 年度は 20 年度の倍を見込まなければならないということではないのか。(質問)**

⇒ 廃プラサーマルの実施規模は、20 年 4 月の時点で世帯数ベースでは 57%、20 年 10 月の時点では 97%であった。単純に倍にするのではなく、今後半年間の実績を反映させるよう考えている。(清掃一組)

- ◎ **資料 1 の平成 32 年度の予測家庭ごみ発生量が現行の一廃計画では 229 万トンであったのに対して、改定後の計画では 226 万トンと、3 万トンしか差がない。事業系ごみの減り方(現行計画 328 万トン→改定後 266 万トン)と比べて横ばいを感じるが、本当に家庭系ごみはこれぐらいしか減らないのか。(質問)**

⇒ 発生原単位当たりのごみ発生量は、22 年度を 18 年比マイナス 4 %、その後を横ばいと見ている。しかし、東京都の予測人口が現行計画時よりも増えている。その関係で原単位は減るが、人口増の影響で、家庭ごみはそれほど大きく減らないという予測を立てている。(清掃一組)

※ 事務局補足

予測家庭ごみ発生量(再利用されなければ、ごみとなる可能性のある量)に対する質問ということで、以上の回答をしましたが、家庭ごみ量(再利用量を除いた、実際にごみとして収集される量)は、以下のとおり見込んでいます。

32 年度：現行計画 163 万トン→改定後 153 万トン(10 万トン減少)

- ◎ **自区では、事業系ごみの割合が極めて高い。「清掃車を開けてごみを調べて、ごみの削減の成果を挙げた」という横浜市の事例を雑誌で読んだ。事業系ごみを削減す**

るというスタンスを盛り込めないものか。(意見)

- ⇒ 横浜市の事例では、ごみ発生量のピーク時を基準として削減計画を行なったということや、木製パレットなどの産廃の清掃工場での受入れを止めたという背景がある。そのような背景があって、ごみをチェックできる体制ができた。

清掃一組の施設で同様のことをするとなると、清掃工場のプラットホームに機械を設置する、区収集ごみと事業系ごみの搬入時間帯を分割するなど、チェックのための体制を整える必要があり、すぐにできるというものではないし、実際難しいのではないかと考えている。ただ事業系の持込ごみの照合調査のようなものは区と連携・合意の上で強化することはできると思う。(清掃一組)

- ◎ 各区は、ごみの減量目標を定めて、ごみの減量施策を進めていくと一廃計画で謳っていると思う。各区はごみの減量計画を立てているので、一組のごみ量推計と大きく乖離している。一組としても、搬入されたものを適正に処理することは、当然ながら、ごみの搬入量を減らすような方向性を打ち出すことが必要である。継続持込の事業者へも極力リサイクル等（取引先事業者への分別の徹底など）を進めて、搬入量を減らす工夫をするように進めるべきである。

一組として、減量目標の値までを立てることは、工場のあり方までに踏み込むため、難しいかもしれないが、各区の減量への支援や要望する等の方向性を記載することは必要だと思う。(意見)

- ⇒ ごみ減量は、家庭ごみ・事業系ごみとも 23 区との連携が必要あり、一組が独自で減量の方策を実施するようなことはできないと考えている。

各区の計画については、減量目標を立てている区があれば、減量計画を立てている区、その両方を立てている区など様々である。できるだけ各区との整合性を図るような計画を立てたいが、一組としては最終的に出てきたごみを処理しなければいけないということで計画を立てている。

ごみ量の乖離については、現行計画は 18 年度 1 月に策定したが、15 年度のごみ量をベースにした推計だったため、当初の 18 年度からかなり実績との乖離が生じた。そのため、今回はできるだけ直近のデータを反映して、計画当初から大きな乖離が生じないようにしたいと考えている。(清掃一組)

<資料 2 について>

- ◎ 不燃ごみと粗大ごみの処理施設の一体化に当たって、京浜島不燃ごみ処理センターの見直し・更新の案はいつごろ示されるのか。また、粗大ごみ推計量のうちどの程度が京浜島不燃ごみ処理センターに運ばれるのか。それに伴って、搬入車両はどの程度増えてくる見込みなのか。(質問)
- ⇒ 京浜島不燃ごみ処理センターは、もともと大きな施設ではなく、現在の不燃ごみ搬入区程度を想定している。若しくは中防の粗大ごみ破碎処理施設がオーバーホールに入ったときに若干増えるということ想定している。施設的には現在の施設の中

の範囲でやるということで、それを上回る規模にするということは考えていない。また、車両量についても当初設定している環境アセスメントの計画値は超えないという前提で行なう。(清掃一組)

※ 事務局補足

参照：資料 2 別表 1 不燃ごみ・粗大ごみ等の中間処理のあり方

京浜島不燃ごみ処理センターに運ばれる粗大ごみ量は、資料 2 別表 1 中の処理量に記載している、不燃ごみ、不燃系粗大ごみ、布団、敷物、可燃系粗大ごみの京浜島の処理量の合計になり、64,656 トン／年となります。

資料には記載していませんが、平成 18 年度の京浜島不燃ごみ処理センターの搬入実績は 88,990 トン／年ですので、粗大ごみが加わっても、ごみ搬入量は減少します。

搬入車両の台数は、廃プラサーマル実施後に不燃ごみ収集車両の 1 台当たりの積載量が減っていることから若干の増加が見込まれますが、1 日往復 700 台を超えることはありません。

- ◎ 京浜島不燃ごみ処理センターでも粗大ごみの破碎処理を行なうとなると、当然可燃系ごみが発生し、それを大田第一工場で焼却処理することとなると思うが、ごみ量の問題はないのか。(質問)

⇒ 全体的に見て、十分処理できる量であると見込んでいる。また、大田区内の現行のごみの量という地域的な面から見ても処理ができると見込んでいる。(清掃一組)

- ◎ 各区の負担の公平ということで、粗大ごみの破碎処理から発生した可燃系ごみについて、どのような計算が考えられるのか。(質問)

⇒ 各区の粗大ごみから発生した可燃系ごみと不燃ごみの比率のデータはないが、粗大ごみ発生量までは明確なので、それに応じて按分が可能と思われる。ただ、粗大ごみ破碎処理施設では、産廃も受け入れており、その分から発生した可燃ごみも含む話となるため、今この場でお答えできない。(清掃一組)

- ◎ 不燃ごみの減少に伴う処理センターの縮小ではなく、施設の使い回しを変えていくということで、別途処理を必要とするものの処理施設を整備し直すということなのか。露天施設であることならではのデメリットを解消するために閉鎖型施設にするなど、そのような意味での改修・改築ということなのか。(質問)

⇒ 不燃ごみの減少に伴い、中防不燃ごみ処理センターの第一プラントは休止しており、廃止となる見込みである。不燃ごみと粗大ごみを共通の施設で処理することで、現在の粗大ごみ処理施設が要らなくなる。数的に言えば、4 つあった施設が 2 つになる。また、敷地外(埋立地)で行なっている皮革・道路公園ごみの破碎や、スラグの貯留施設などは、近々立ち退きが迫られる見込みなので、こちらも施設の中での集約を行なう。また、(東京湾臨海大橋の開通など)周辺環境の変化により、粉塵

や臭気を外に出せないという話になれば、施設の更新に合わせて閉鎖型施設にしないといけない。(清掃一組)

- ◎ 資料 2 の 5 ページの②別途処理などを必要とするものの処理のあり方のアで皮革ごみの焼却について触れられている。皮革ごみの処理は埋立地で埋め立てていると聞いていたが、今後は業者が破碎・裁断をして清掃工場に直接持ち込んでいくようなことを考えても差し支えないのか。(質問)

⇒ 皮革ごみは 3 種類に大分される。製品を作る過程で発生する端切れは、清掃工場に持ち込んで焼却する。大きな皮は、持込業者で裁断してから焼却する(資料 2・5 ページ②で触れられている部分)。皮の表面の毛を削ぐために処理され、水分を多く含む部分は、焼却ができないため埋め立てている。(清掃一組)

※ 事務局補足

参照：資料 2 5 / 7 ページ ②別途処理等を必要とするものの処理のあり方
皮革ごみは、持込業者が裁断し、清掃工場へ直接搬入する検討を進めますが、当面の処理は中防処理施設の回転式裁断機で裁断した後に、清掃工場で焼却することになります。(平成 22 年度までは裁断した後に埋立て)